

令和3年5月17日

保護者の皆様

金沢市立四十万小学校

「まん延防止等重点措置」の適用と「石川緊急事態宣言」の期間延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策へのご協力のお願い（令和3年5月17日時点）

日頃より、本校の教育活動にご支援・ご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、5月14日、金沢市は「まん延防止等重点措置を実施すべき地域」に指定され、重点措置が適用されるとともに、「石川緊急事態宣言」の期間が延長されました。

つきましては、以下のとおり金沢市教育委員会より、感染症対策へのご協力についての通知が再度出されましたので、ご家庭においても感染症対策に努めていただきますよう、お願いいたします。

令和3年5月17日

保護者の皆様

金沢市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策へのご協力のお願い（令和3年5月17日時点）

5月14日、金沢市は「まん延防止等重点措置を実施すべき地域」に指定され、重点措置が適用されるとともに、「石川緊急事態宣言」の期間が延長されました。本市においても、子供達の感染増加が続いている状況です。

このような状況下においても、学びの保障のため、学校では一層の感染症対策を講じていきますが、ご家庭におかれましてもご協力をお願いいたします。

■感染予防のための行動

- 1 基本的な感染症対策（3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット）の徹底
- 2 毎朝の健康観察（検温、体調の確認）
- 3 十分な換気、手が触れる場所の消毒
- 4 不要不急の外出自粛など「人との接触機会の低減」に努めること
- 5 混雑している場所や時間を避けて行動すること
- 6 不要不急の都道府県間の移動は極力控えること など

■学校への連絡等のお願い

お子さまやご家族ともに、以下のいずれかにあてはまる場合は、学校に連絡するとともにお子さまの登校は控え、休養または自宅待機していただくようお願いいたします。

- (1) 発熱等の風邪症状がみられる場合、または受診する場合
- (2) 新型コロナウイルス検査で陽性となった場合
- (3) 保健所から陽性者との濃厚接触者として特定された場合
- (4) 医師等の判断により検査を行った、または行うことになった場合

■差別や偏見の防止

ご家庭においても引き続き、差別や偏見の防止についてご協力をお願いいたします。

※裏面「石川県作成『石川緊急事態宣言』もご覧ください。」